

(市長記者会見資料)

令和2年1月6日
京都市都市計画局

建築指導課 222-3620

建築審査課 222-3616

市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けた新たな取組について

市民生活との調和を最重要視した持続可能な観光都市の実現に向けて、これから新しくできる宿泊施設の「地域との調和」と、より一層の「質の向上」を図るため、「市民・観光客・事業者・未来」四方よしの持続可能な観光地マネジメントの実践の新たな取組を行いますのでお知らせします。

1 「地域との調和」に向けた取組 ～宿泊施設立地に際しての事前手続の充実～

(1) 目的

施設の構想段階から、事業者と地域とがお互いに意見や考えを伝え合い、協議を行う仕組みを構築する。

(2) 概要 (別紙1)

- ① 現行の手続よりも早い段階で地域と事業者が顔合わせを行い、お互いの考えや地域の特性等の共有を図る。
- ② 全ての宿泊施設を対象に、宿泊施設の急増等により地域との調和が課題であるエリアで運用

2 「質の向上」に向けた取組 ～宿泊施設のバリアフリーの更なる充実～

(1) 目的

本市では、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例において、これまでから、宿泊施設について、道路から全ての客室の入口までバリアフリーとなるよう、全国的一步先に行くバリアフリー基準を定めているが、今回、誰もが安心して京都に滞在できるよう、一般客室の内側にまで踏み込んだ基準を定める。

(2) 概要 (別紙2)

- ① これまでの基準は、お客様が共通して使う部分、例えば、ホテルの入口や廊下、共用の便所や浴室などが対象であったが、今回、一般客室に入ってベッドに行くまでの間の通路について、車イスや介助者の方が通れる幅を確保するなど、個々の一般客室の内側(通路、トイレ、バスルームの扉など)の基準を追加、充実させる。
- ② 全ての宿泊施設を対象(全国初)にしたうえで、和室・洋室・和洋室などの特性に応じた基準を設けるなど京都ならではの運用を行う。

旅館業法	京都市旅館業 施設建築等 指導要綱	京都市中高層 建築物等の建築 等に係る住環境 の保全及び形成 に関する条例	京都市土地利用 の調整に係るま ちづくりに関す る条例 (まちづくり条例)
------	-------------------------	---	---

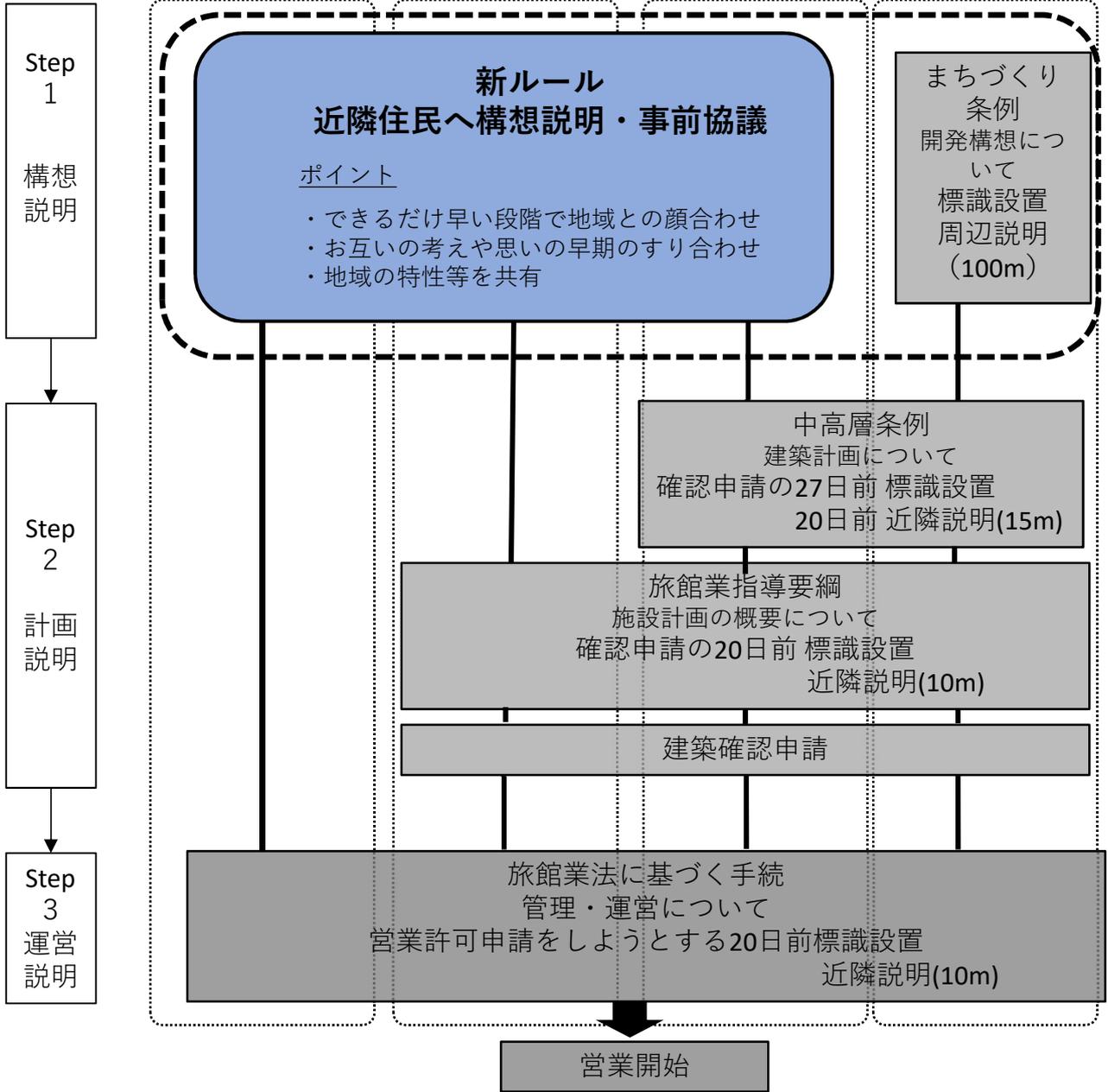
対象規模

・確認申請が
不要な計画
(200m²以下の用途変更)

・確認申請が
必要な計画

・(商業地域)高さ17m
超or階数4以上
・(その他)高さ10m超
or階数4以上
・延べ面積1000m²超

・敷地面積1000m²超



凡例： 既存ルール , 新ルール

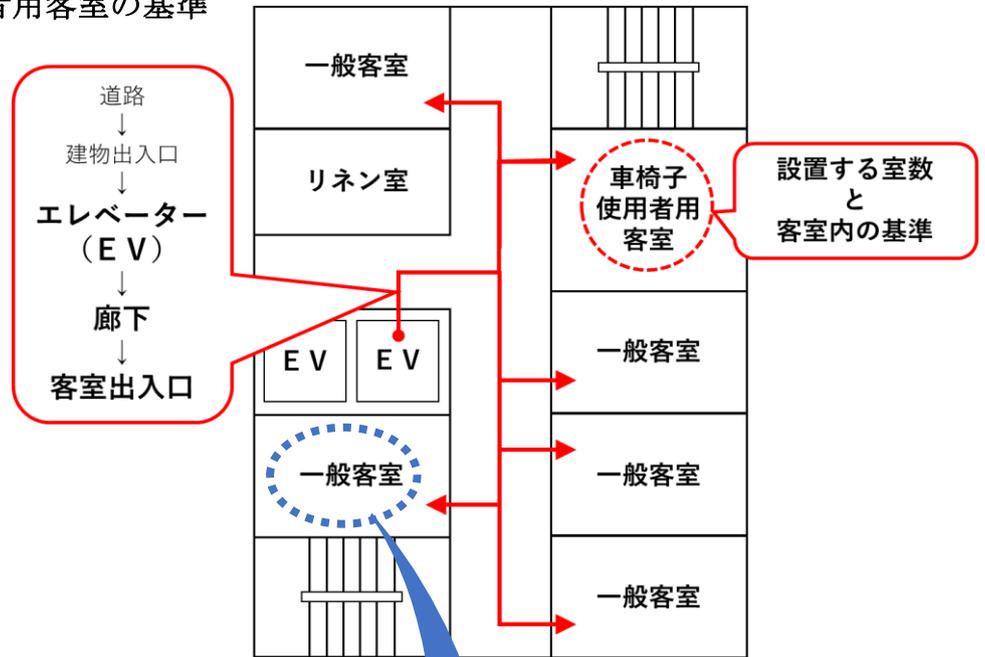
※ 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅（新法民泊）については、上限180日の営業日数制限のもとでの住宅用途としての使用であり、なおかつ、全国一厳しいと評される本市独自ルール（☆）を適用していることから、今回検討する新ルールの対象は、建築基準法による建物用途のうちホテル又は旅館（いわゆる専用施設）となります。

☆ 独自ルール 事前説明と説明会の実施、標識の掲示とホームページでの公開
安心・安全を担保するための適正な運営、管理者の駆け付けと緊急連絡先の公開
住居専用地域の営業の期間の制限（1/15～3/16のみ営業が可能）

宿泊施設のバリアフリー化の充実（イメージ）

これまでの基準

- 道路から客室の出入口までをバリアフリー化する基準
- 車椅子利用者用客室の基準

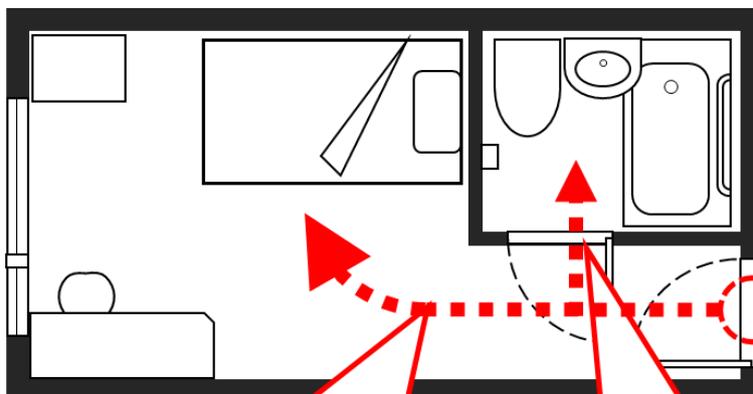


新たに設ける基準イメージ

- 一般客室の内側にまで踏み込んで、高齢者や障害者等が利用しやすいように配慮したバリアフリー基準

全ての客室内を
バリアフリー化

道路からベッド、
浴室、便所まで
バリアフリー化!!



客室出入口の
幅の確保
実施済み

車椅子の方や介助者も
ベッドまで
アプローチしやすい
スペースの確保

便所・浴室等の
出入口の幅の確保